

## 重要事項説明書【別表利用料金表】

1. 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の利用料金となります。

居宅介護支援費(Ⅰ)	基本料金
要介護1・2	10,760円
要介護3・4・5	13,980円

以下の場合には加算料金を頂きます。

算定項目	加算料金	算定項目概要
初回加算	3,000円	初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分が2段階以上変更認定を受けた場合)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから <u>三日以内</u> に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから <u>四日以上七日以内</u> に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>カンファレンス以外の方法</u> により一回受けていること。
ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>カンファレンス</u> により一回受けていること。
ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>カンファレンス以外の方法</u> により二回以上受けていること。
ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>二回</u> 受けており、 <u>うち一回以上はカンファレンス</u> によること。
ホ 退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>三回以上</u> 受けており、 <u>うち一回以上はカンファレンス</u> によること。
通院時情報連携加算	500円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者一人につき月に1回を限度として所定単位数を加算する。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	①在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、居宅を訪問して利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供②ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備

3. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額を負担して頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口へ提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

4. 介護保険改正による利用料の変更がある際は重要事項説明書【別表利用料金表】にて変更の説明を致します。